

## 鳥取県告示第 422 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る内海中地区（第 2 工区）の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成20年 6 月 6 日から同月26日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。